



SCANIA

Scania一般購買約款

本一般購買約款は、書面で別段の合意がない限り、Scaniaが行う全ての注文、およびScania社内で製品またはサービスの購入に関連して締結された契約に適用されます。注文請書、請求書、またはその他の方法で、Scaniaが注文時に示した購買条件と矛盾する規定をサプライヤーが示した場合、Scaniaが当該規定に異議申立をしない場合であっても、Scaniaの購買条件が引き続き適用されるものとします。

1. 定義

文脈または状況的に異なる意味があることが明白である場合を除き、下記に太字で示す用語は以下の定義に従います。

「**確定納期**」は、契約に基づき製品またはサービスが納品されるべき日を意味します。

「**契約**」は、取引基本合意、契約、Scaniaからの注文書、またはScania社内で製品またはサービスの購入に関連して締結された契約であって、Scaniaとサプライヤー間で締結されたものを意味します。

「**データの取扱いに関する合意**」は、該当する場合、本契約に付随する両当事者間のデータの取扱いに関する合意を意味します。

「**文書**」は、製品またはサービスに関連する、紙面または電子形式の人間が読み取れるあらゆる文書、現行のまたは今後発行されるマニュアル、仕様書、指示書、ユーザーガイド、およびその他の資料、ならびに契約に従い作成された、サプライヤーが提供した、またはサプライヤーのウェブサイト上で提供されている上記文書の抜粋、改訂、および複写を意味します。

「**GDPR**」は、EU一般データ保護規則（2016/679）を意味します。

「**知的財産権**」（またはIPR）は、その所在地にかかわらず、特許、著作権、意匠権、商標、サービスマーク、ドメインネーム、企業秘密、ノウハウ、データベース権、知的財産権の性質を持つその他の権利（登録の有無を問わず）、および登録申請中の各種知的財産を指します。

「**両当事者**」は、Scaniaとサプライヤーの総称を意味します。

「**個人データ**」は、GDPRにおける定義と同様とします。なおGDPRが改訂された場合は、改訂後の定義に従います。

「**製品**」は、契約に基づきサプライヤーが納入する製品を意味します。

「**注文書**」は、契約に基づく特定の製品・サービスについて、Scaniaからの購入申込書を意味します。

「**Scania**」は、Scania CV AB（公開株式会社、会社登録番号556084-0976）を意味します。Scania関係会社が契約当事者として本約款を使用する場合における「Scania」は、適宜、サプライヤーに注文書を発行した当該Scania関係会社を指します。

「**Scania関係会社**」とは、Scaniaが現在または将来において、直接的または間接的に、一部でも所有または支配している会社を意味します。これにはTRATON SE、およびTRATON SEが直接的または間接的に支配している、またはTRATON SEと共通の支配下にある法人も含まれるものとします。

「**サービス**」は、契約に基づきサプライヤーが実施する据付作業、開発、設計業務またはその他の役務を意味します。

2. 製品・サービスの提供および遅延に関する取扱い

2.1. サプライヤーは、付録を含む契約に従い、Scaniaに対し、確定納期に、製品・サービスを提供するものとします。

2.2. 製品・サービスは、合意済の仕様書で指定された機能と品質を具備しなければなりません。サプライヤーは、製品・サービスを、専門的に、かつ優良なビジネス慣行として通常採用される方法および基準に従い提供することを約束します。

2.3. サプライヤーは、その製品・サービスにその時々適用される全ての法令、規制、その他諸規定を遵守し提供することを約束します。サプライヤーが供給する製品・サービスは、日本当局の定める保護装置を備え、また、健康障害及び事故に対する十分な保護機能を有するべきものとします。サプライヤーは、製品設計がその他の点で日本における現行の法的要件に適合していることを保証する責任を負います。また、CEマークの証明書等、所定の関連文書が無償で提供する責任を負います。

2.4. サプライヤーは、継続的に、またはサービス提供期間中Scaniaからの求めに応じ、作業の進行状況をScaniaに通知するものとします。

2.5. サプライヤーは、確定納期を遵守できない場合、または納入遅延のおそれがある場合、遅滞なくその旨を書面でScaniaに通知しなければなりません。その際、サプライヤーは、当該遅延の理由および想定納期を明記しなければなりません。この規定は、当該通知の発送をもって当該遅延の結果に対するScaniaの権利を排除するものではありません。確定納期より前の日付の納品は、Scaniaと事前に合意のうえで認められるものとします。

2.6. 製品引渡しは、別段の合意がない限り、指定受取人宛てのDDP（インコタームズ、関税込持込渡し条件）によるものとします。

2.7. 製品の所有権は、引渡時に移転するものとし、サプライヤーは、引渡の完了まで危険を負担するものとします。製品に設置作業が付随する場合、当該作業が完了しScaniaが承認するまで、サプライヤーは危険を負担するものとします。

2.8. Scaniaの施設においてサービスを提供する場合、サプライヤー担当者は、現場の労働時間、安全指示、その他必要な指示を遵守するものとします。

2.9. Scaniaからサプライヤーに提供する、製品または部品の製造、サービス提供に関するあらゆる媒体形式の図面、模型、工具及び技術文書は、Scaniaの所有物です。サプライヤーは、入札やScaniaへの引渡しのために社内で利用する場合を除き、当該図面等を使用、複写、複製してはならず、またScaniaによる事前の承諾がない限り、当該図面等を第三者に引渡しまたは知させてはなりません。サプライヤーからScaniaに提供した図面および文書は、サプライヤーの所有物です。Scaniaは、配送の全部もしくは一部の管理、引渡し済の製品の設置、またはその適正な使用および保守（応急的な修理を含む）を徹底するために必要な範囲を超えて、当該図面等を複写または複製してはならず、サプライヤーによる承諾がない限り、当該図面等を第三者に引渡し、又は知させてはなりません。

2.10. 別段の合意がない限り、サプライヤーは、Scaniaが製品の設置、起動、運転と保守（応急的な修理を含む）を実施することができるよう、十分に明確かつ詳細な技術文書を、無償で、かつ遅くとも納品時までに、Scaniaに提供するものとします。技術文書は日本語または英語で記載されるものとします。技術文書の提供遅滞は、引渡し遅滞として取り扱われます。

2.11. サプライヤーは、Scaniaから提供された資料および文書をレビューし、提供された情報に関する文書に従って製品を製造することが不便または不適切であると判断した場合、直ちにScaniaにその旨を通知します。

2.12. 製品については納品書を発行し同梱するものとします。納品書には、製品の納入先、Scania注文書番号、Scaniaパーツ番号、製品・サービスの説明及び注文数量を記載してください。

2.13. 納期遅延が第24条（不可抗力）に規定する事象による場合、またはScaniaの作為または不作為に起因する場合、かかる状況を考慮して、合理的な期間をもって納期を延長するものとします。

2.14. （一部）納品の遅延が、サプライヤーが期限内に作業を開始しない、期日内納品のために必要な措置を講じないなど、契約上重要な義務を怠ったという事実起因し、また、そこからScaniaにとって（一部）納品遅延が予見される場合、Scaniaは常に契約の全部又は一部を解除することができます。

2.15. 分割納入につき合意が成立している状況であっても、異なる複数の納入が相互に関連しており、Scaniaの契約の一部または全部の履行を妨げる場合で納期遅延が生じたときは、Scaniaは契約の全体または一部を解除することができます。

2.16. 第24条（不可抗力）の記載項目以外の理由により納品（又は一部納品）が遅延し、かつそれがScania側の作為又は不作為に起因するものでない場合、Scaniaは遅延損害金を受領する権利を有します。かかる遅延損害金は、遅滞した週ごとに契約の総支払額の1.0%とします。ただし、遅延損害金の合計額は、一事案につき契約の総支払額の12%を超えないものとします。当該遅延損害金は、納品の遅滞により購入が取り消された場合にも、取り消されるまでの期間は有効であるものとします。ただしこの場合、Scaniaは、追加的な損害賠償請求権をも有します。

2.17. 前項の措置のほか、Scaniaは、発生した損害が弁済された遅延損害金を上回る場合の追加補償の請求権、および当該遅延を挽回するために他のサプライヤーからの調達を手配するための合理的な費用負担をサプライヤーに請求する権利を有します。かかる追加的補償には例えば速達運賃が含まれますが、それに限定されるものではありません。

3. 注文方法および注文書

Scaniaからの製品・サービスの注文は、書面、その他合意した方法で行います。売買契約は、サプライヤーがScaniaからの注文を承諾した時点で締結されたものとみなされます。サプライヤーが注文書受領後3営業日以内にScaniaに別段の通知を行わない場合、当該注文は当該期間に受理されたものとみなします。サプライヤーは、注文書が契約で合意された内容に従っている場合、合理的な理由がある場合を除き、当該注文書を拒絶することはできません。注文書の拒絶には、サプライヤーは当該拒絶の理由を記載した拒絶通知を提出しなければなりません。

3.1. 上記に反して発行された注文書は無効とみなします。この場合Scaniaは、当該注文書に対する請求金額の支払義務を負わないものとします。

3.2. サプライヤーは、注文書の送付手段と同様の手段により、注文の承諾を行うものとします。

4. 対価および通貨

4.1. サプライヤーは、契約に基づき、注文された製品・サービスの対価を受領する権利を有

します。サプライヤーは、その後の追加注文が、Scaniaの権限ある代表者によって書面でなされた場合、対価を受領する権利を有します。

4.2. 対価とその請求額は、両当事者による書面での別段の合意がある場合を除き、日本円で記載されるものとします。

4.3. 価格はすべて、付加価値税、その他の法定費用を含んでおりません。

4.4. サプライヤーはその従業員に関する税金、および社会保障、その他の事業者負担金の支払に責任を負います。Scaniaがかかる経費を義務的に立替えた場合においては、サプライヤーに支払うべき対価または諸経費から控除することで弁済を受ける権利を有するものとします。

4.5. 請求書に疑義が生じた場合、第36条に規定する協議手続に従い上申されます。Scaniaは異議申し立ての手続中にある請求書の支払いについて、協議が解決するまでの間保留する権利を認められるものとします。

4.6. Scaniaは、サプライヤーに対する債権（サービスクレジットを含む）について、契約に基づくサプライヤーに対する債務と相殺することができます。

4.7. 請求金額の異議申立てで協議中においては、サプライヤーは製品・サービスの提供を留保または解除する権利を有しません。

4.8. サプライヤーは、有効な納税証明書を保有している必要があります。

5. 請求書と連絡文書

5.1. サプライヤーは、契約条件に従いすべての請求書を発行するものとします。

5.2. Scaniaは、書面で合意しない限り、累積請求書（単位時間あたりの請求書）は受け付けません。

5.3. サプライヤーからの請求書はScania所定の項目を明記のうえ作成されるものとし、特に以下の内容を含むものとします。

- (i) 契約番号、Scania品番、注文書番号
- (ii) サプライヤーの会社名および住所
- (iii) サプライヤーの適格請求書発行事業者登録番号および法人番号
- (iv) 請求書送付先住所（注文書に記載のとおり）
- (v) Scania担当者氏名および部署名
- (vi) 製品・サービスの内容
- (vii) 価格および支払条件
- (viii) 納入条件および納品日
- (ix) 納入済数量
- (x) その他契約または注文書で指示された情報

5.4. サプライヤーは、第5条3項の項目を記載した請求書を、Scania指定のアドレス宛に電子メールにて送付します。電子メールでの送付が困難な場合、サプライヤーは請求書を指定の住所宛てに送付するものとします。

5.5. サプライヤーは、第5条3項の項目を記載せず請求書を発行した場合、それによりScaniaが追加的に支出した費用の弁償を要求される可能性があることを認識します。またScaniaは、不適切な請求書を、修正のためサプライヤーへ返送することができるものとします。

5.6. Scaniaへの業務連絡の際または納品時、サプライヤーは該当する契約書番号と注文書番号を指示しなければなりません。

5.7. サプライヤーは、製品・サービスが納品されてから6か月以内に、残りのすべての要求を網羅した請求書をScaniaに送付するものとします。サプライヤーがこれを怠った場合、サプライヤーは提供した製品・サービスに対する補償を受ける権利を失います。

5.8. サプライヤーは、契約に基づく請求に関連するすべての財務関連事項につき、真実かつ正確な帳簿と記録を保持し、製品・サービスの提供に費やした時間および費用を詳述するものとします。

6. 価格と支払

6.1. 両当事者は、製品・サービスの価格を別途協議のうえ決定しており、契約期間中は当該価格を適用するものとします。

6.2. 価格および値引きの金額は固定額であり、指数や為替レートなどにより変動しないものとします。値上げについては、書面により予めScaniaの同意を得なければ適用することはできません。請求額は、注文書または注文取消しの日現在で有効な価格および値引き金額を適用するものとします。一方的な価格および値引き額の調整はこれを認めません。Scaniaは、サプライヤーが合意された価格以外の金額の請求書を送付した場合であっても、その支払を保留する権利を有します。

6.3. 支払は、別段の合意がない限り、第5条の規定をすべて満たし契約条件に従い適正に発行された有効な請求書をScaniaが受領した日から90暦日以内に行います。

6.4. サプライヤーは、日本の民法に規定された遅延利息を受け取る権利を有するものとします。

6.5. サプライヤーによる契約上の違約金または損害賠償金の支払が遅延した場合、Scaniaは、日本の民法に規定された遅延利息を受け取る権利を有するものとします。

6.6. サプライヤーは、両当事者が別段の合意に至っていない手数料またはその他の追加料金について、請求権を有するものではありません。

7. 親会社による保証

契約に基づき提供される製品・サービスがサプライヤーの最終親会社以外の会社から提供される場合、Scaniaの求めに応じてサプライヤーは、Scania指定の形式および内容で、契約の完全かつ適切な履行とサプライヤーの金銭的責任を取消不能かつ無条件に保証する旨の最終親会社による保証書を提出するものとします。

8. 梱包、輸送、表示および品質保証

8.1. サプライヤーは、適切な梱包を施したうえで製品を提供します。安全衛生および環境に有害な影響を与える製品は、該当局が定める最新の諸規制に従い梱包および表示されなければなりません。表示価格は、別段の合意が無い限り、パッケージ費用を含んで有効です。製品の表示はScaniaの指示どおりに行い、また注文書番号を付すものとします。サプライヤーとその委託先が発送、梱包、表示に関する注文書や関連諸規則に従わないことから発生する費用は、サプライヤーが負担します。

8.2. 別段の合意がない限り、検査は、関連業種内で一般的に有効な基準に従って実施します。Scaniaはいつでも、作業を検査し、サンプリングを実施し、またはその他の必要な検査を行うためにサプライヤーの製造現場を監視する権利を有します。このような監視自体は、サプライヤーの契約上の責任を限定するものではありません。

8.3. 製造又はその一部を外部委託する場合において、サプライヤーは、当該委託先に対する自社と同様の監視権をScaniaのために確保するものとします。サプライヤーは、製品の品質を評価するために必要な情報をScaniaに提供する義務があります。

8.4. 別段の合意がない限り、Scaniaから支給される原材料は、サプライヤーの製造拠点所在地に、無償で納入されるものとします。供給された原材料を他と分けずに保管する場合、表示、識別プレートや同様の識別表示により、それらがScaniaの資産であることを明瞭に示さなければなりません。最終監査が完了するまでは、かかる原材料につき適切な検査を実施し、合理的な注意を払わなければならないことに留意します。サプライヤーは、Scaniaの求めに応じ、提供された原材料の状態について遅くともその最終納入までに報告しなければなりません。課徴金、倒産、ないし

同等の状況が予見される場合、サプライヤーは契約書を示して当該事態を直ちにScaniaに通知し、支給原材料に対するScaniaの権利の保全に努めなければなりません。

9. 保証

9.1. サプライヤーは、製品・サービスが、納品時から2年間、契約、合意された仕様に準拠すること、設計、素材、製造上の欠陥や不適合がないこと、またはその他意図された用途での使用に適していることを保証します。

9.2. 設計、素材、出来映えに瑕疵又は不適合がある、又はその他意図された用途での使用に適さない場合、Scaniaは(i) 直ちに瑕疵の回復または不適合の修正を要求する、または(ii) 代替製品もしくはサービスを直ちに納入することを要求する権利を有するものとします。サプライヤーは自らの費用負担において、以下の規定を適用して当該瑕疵または不具合を修正します。

9.3. サプライヤーの保証は、サプライヤーの注意喚起義務の範囲外にあるScania指定の原材料、設計の瑕疵または不具合には適用されません。サプライヤーは、Scaniaから提供された調達関係資料や、受領した図面や技術上の諸規定に従い製品を製造することが極めて合理的でないまたは明らかに不適切であると判断した場合、直ちにScaniaにその旨を通知するものとします。

9.4. サプライヤーの設計がScaniaからの提案に基づいて変更又は修正された場合、サプライヤーは、別段合意がない限り、自らの設計に関してのみ、その責任を負うものとします。

9.5. 第9条1項に規定されているサプライヤーの保証責任は、正式な納品から2年以内に発生した不具合に限ります。この保証期間は、製品の稼働時間にかかわらず有効です。

9.6. 第9条1項に定めるサプライヤーの保証責任は、相当の注意を払い、製品をその本来の目的のために正しく取り扱った上で生じた不具合を対象とします。Scaniaによる不適切な保守、保管、取付に起因する不具合、サプライヤーに無許可で加えられた変更、通常使用による摩耗もしくは劣化、またはScaniaのサービスによる不適切な修理に起因する不具合はその対象外となります。

9.7. 第9条2項の規定の適用が製品部品の取扱い、変更または交換を意味する場合、サプライヤーは、元製品に適用されるものと同じ規定に従い当該部品に対して責任を負います。第9条5項に定める保証期間は、第9条1項に規定する不具合の結果、製品が使用不能となった期間分延長されます。

9.8. 第9条2項に定める不具合の通知をScaniaから受領後、サプライヤーは、自らの費用負担で直ちに当該不具合を修正します。設置場所での修正が適切でない性質の不具合である場合、Scaniaは、サプライヤーの費用負担で、不具合のある部品をその処理、変更又は交換のために返却することにより、作業遂行の円滑化を図るものとします。

9.9. サプライヤーがScaniaから第9条2項に基づく不具合の通知を受けた後、合理的な期間内にかかる不具合を修正しない場合、Scaniaは、かかる不具合が相当の規模である場合には契約を解除することができる。サプライヤーが不具合の修正を行わない場合、Scaniaは常に、サプライヤーの危険負担および費用負担をもって当該不具合を修正する権利、購入金額から不具合に相当する部分を減額することを要求する権利、または既に支払期日が到来しているサプライヤーからScaniaに対する他の請求額の支払いにおいて当該不具合に相当する金額を留保する権利を有します。

9.10. 製品の欠陥に関する第9条1項から第9条9項の各関連箇所は、製品が全数納入されず、サプライヤーにより全数であるとして納入されたものとScaniaが推測しなければならない場合に適用されます。

10. 製造物責任

10.1. 製品またはサービスによって、またはそれが原因で、実際にまたはそのおそれがあるとして第三者から申し立てられた、人または財産に対する損害に関連する請求に起因して、Scaniaが被った、または負担した一切の費用、損失、損害（合理的な弁護士費用を含む）について、サプライヤーは、Scaniaを保護し、損害を被らせないことに同意します。Scaniaの上記の権利を損なうことなく、いずれかの当事者に対して第三者から人または財産への損害に関する請求がなされた場合には、当該当事者は直ちに相手方に通知するものとします。サプライヤーの補償義務は、製造物責任の請求が法的に可能な期間中、継続して有効とします。

10.2. Scaniaは、Scaniaに対する第三者の請求、訴訟、または手続きの防御を管理する権利を有するものとし、Scaniaの要求に応じて、サプライヤーは、かかる防御に必要なすべての支援をScaniaに積極的に提供するものとします。Scaniaが必要または適切であると判断した場合、サプライヤーは、Scaniaの要求に応じて、Scaniaに対して提起された請求、訴訟、または手続きの当事者として介入することを約束します。

10.3. Scaniaは、本第10条に含まれる規定に基づいて請求を主張しようとする場合、合理的な期間内にサプライヤーに十分に通知し、協議します。

10.4. 本一般購買約款において、商法第526条は適用されないものとします。

11. 独立取引主体

契約上、サプライヤーは独立した取引主体であり、本約款のいかなる規定も、両当事者間のパートナーシップまたはジョイントベンチャーを設立するものと解釈されません。サプライヤーは、Scaniaのために何らかの契約を締結する権限、またはScaniaに第三者との間の法的拘束や義務を引き受けさせる権限を有しません。

12. 再委託

サプライヤーは、Scaniaの書面による事前の同意なく、再委託によりサービス提供の義務についてその特定部分または全部を履行する、またはサービスの履行のために再委託先を変更することはできません。Scaniaの同意を得たのち再委託を行う場合、サプライヤーは、サプライヤーの果たすべき義務について単独で責任を負うものとします。再委託先による契約違反は、サプライヤー本人による違反とみなします。

13. 保険

13.1. サプライヤーは、契約上の義務を履行するのに適切な保険を付保し維持するものとします。

13.2. サプライヤーは、最低限契約期間中において、公的責任を補償対象に業務過誤賠償責任（E&O）保険を付保し維持するものとします。サプライヤーは、自己の費用負担で、製品・サービスの使用に適合した製造物責任保険を付保し維持するものとします。付保する保険は、金額的に十分に地理的制約も無い補償を得られるものとし、安定した財務基盤を持つ保険会社から手配されなければなりません。サプライヤーは、関連する保険契約の更新時に、保険会社またはブローカーが発行した保険証書をScaniaに年次で提出するものとします。これには、保険会社、保険契約番号、保険金額、基本補償内容の説明、地理的制約、控除額、主な除外事項などの主要な詳細が記載されています。

14. 監査権

サプライヤーは、契約期間中、および、契約解除または満了後の合意された期間において、Scania、Scaniaの監査人および規制当局に対し、サプライ

ヤーのサービスの履行および製品の納入、請求、セキュリティ、事業継続性、財務、その他規制当局が要請する事項についてサプライヤーとその再委託先の監査や検査を実施するために合理的に必要な支援とアクセス権（職員、施設、記録へのアクセスを含む）を無償で提供するものとします。

15. 商標および取引関係についての言及

15.1. いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前の承認なしに、相手方当事者の商標、ロゴタイプ、または同等の識別マークを第三者との関係で使用することはできません。

15.2. いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前の承認なしに、相手方当事者との関係または契約の存在を、マーケティング・財務目的で、または会社のプレゼンテーション、プレスリリース、インターネット上で言及するため、またはその他の方法で公に伝達するために使用することはできません。

16. 秘密保持

16.1. 各当事者は以下を遵守します。
(a) (i) 契約の交渉、締結、または義務の履行を通じて取得または受領したすべての情報、(ii) 相手方当事者に関連するその他すべてのビジネス、財務、業務、技術、マーケティング情報（および秘密または専有の性質を持つその他の情報）で（各ケースにおいて）契約に従いまたは契約に基づき取得した情報（以下「機密情報」と総称します）、(iii) 契約および契約に基づく製品・サービスに関するものを含む機密情報について、機密事項として厳重に取扱います。
(b) 相手方当事者の書面による事前の同意がない限り、機密情報を何人にも公開または開示しないものとします。

16.2. 第16条1項は、本項、および以下の範囲に該当する場合は適用されません。
(a) 機密情報を開示する当事者が、法令、または管轄権を有する証券取引所、規制当局、もしくは政府機関による、法的拘束力の有無を問わない開示要求を受けた場合であることを証明できるとき
(b) ある機密情報について、相手方当事者から取得または受領する以前に合法的に入手しており、その事実を書面の記録により証明できるとき
(c) ある機密情報が、自己の過失によらず公知の事実となったとき

16.3. 各当事者は、その従業員および再委託先との秘密保持契約またはその他の適切な手段によって、機密保持が保たれることを保証する責任があります。

16.4. 本第16条の規定にかかわらず、Scaniaは以下の相手方に機密情報を開示することができるものとします。

(i) Volkswagen AGおよびVolkswagen AGが直接的または間接的に支配する法人（以下「Volkswagen Group」。Global Truck & Bus Procurement, LLCおよびHINO & TRATON Global Procurement GmbH（以下「調達合弁会社」）を含む。）
(ii) Navistar Inc. およびその関係会社（以下「Navistar」）
(iii) 日野自動車株式会社およびその関係会社（以下「Hino」）

ただしNavistarまたはHinoへの機密情報の開示は以下の状況に限定されるものとします。

(i) Scania、Volkswagenグループ会社を含むScania関係会社、サプライヤーとの潜在的な供給関係にある各調達合弁会社との間における協議を促進するため、またはNavistarもしくはHinoとの潜在的な供給関係に関する協議のため
(ii) 当該機密情報が図面、模型、仕様書、指示書、マニュアル、ユーザーガイド、その他の技術文書もしくは情報で構成され、これを合理的に必要な範囲でかつサプライヤーがScaniaとNavistar、もしくはScaniaとHinoの開発プロジェクトや製品供給のために指名された後で開示するため

16.5. 本第16条は、契約終了後5年間、引き続き適用されるものとします。

17. Scaniaのポリシーとその他の基準

サプライヤーは、納入する製品・サービスに関連し、契約とその付録で明示されている、またはScaniaからサプライヤーに適宜通知するScaniaポリシー、手順書、および適用基準のすべてを遵守するものとします。サプライヤーは、Scaniaから提供された資料や文書を確認するものとします。サプライヤーは、Scania Groupサプライヤーポータルに記載されている購入におけるScaniaの主要手順（随時更新される）を遵守することを約束します。

18. 行動規範と企業倫理

サプライヤーは、最低限の基準として、国連グローバル・コンパクトの遵守とその適用に関する記載を含むScaniaサプライヤー行動規範（Scania Supplier Code of Conduct）の全ての要求事項を受け入れ、これを遵守することを約束します。サプライヤーの営業活動を行う地域の法令においてより厳格な要件が適用される場合、サプライヤーは、当該要件についても遵守することを約束します。サプライヤーは、自らの供給業者との間でもこれと同等の約束をすることに同意します。

19. 協力と契約管理

19.1. Scaniaとサプライヤーは、製品・サービスの提供にかかる連携および取引全体の管理のため、契約に関する明確なガバナンス体制を構築するものとします。
19.2. 両当事者は、互いに直接連絡を取る連絡窓口担当者を指名済みです。担当者は、契約を理解し、契約に関連する請求等の業務を継続的に管理する責務を負います。

20. 統計情報

サプライヤーは要請に応じ、すべての注文書を含む、指定期間における地域別の全発注書データを含めたグローバル販売統計情報を、電子ファイルとして提供します。当該統計には少なくとも、製品・サービスの種別ごと、Scania顧客番号（法人）へ販売および納品された数量を含むものとします。販売実績と納入実績は、数量と金額両方で表されるものとします。

21. 知的財産権

21.1. 契約締結前に存在し、または単独で開発された知的財産権は、当該知的財産権の起源である当事者に帰属するものとします。
21.2. Scaniaが契約に基づきサプライヤーから仕入れる製品・サービスに関連して開発された知的財産権は、Scaniaに帰属するものとします。
21.3. Scaniaは、契約に基づき提供される製品・サービスに対し、完全かつ無制限の権利を有するものとします。サプライヤーは、ここに、Scaniaが製品・サービスを制約なく使用するために必要なサプライヤーの知的財産権、またはサプライヤーがライセンス権を保有する第三者の知的財産権について、Scaniaが業務上使用可能な無制限のライセンスを付与します。これには例えば、製品・サービスの組立て、使用、保守、検査、操作、修理に必要な関連文書を複写、複製する権利等が含まれます。

22. 権利の明確化

サプライヤーは、以下を表明し、保証します。契約に基づき提供される製品・サービスは、契約に記載のある以外の追加的なライセンスまたはロイヤルティの支払いを必要としません。Scaniaに製品・サービスを提供するために必要なすべての権利、ライセンス、許可、認可、および承認は取得され、本契約の期間中、完全に有効であり続けます。また、本条項の保証が履行されない場合、サ

ブライヤーは、関連する第三者の製品・サービスを使用する前にScaniaと協議し、Scaniaの書面による事前の承認なしにそれらを利用することはありません。

23. 権利の侵害

23.1. サブライヤーは、Scaniaとその顧客による製品・サービスの使用又は販売が、第三者が有する可能性のある知的財産権又はその他の法的権利を侵害するおそれが現在及び将来ないことを保証します。サブライヤーは、Scaniaから受領した設計文書又は技術仕様書に起因する上記権利の侵害については責任を負いません。サブライヤーが責任を負う権利侵害の場合、サブライヤーは、Scaniaとその顧客に補償を与えるものとします。サブライヤーは、Scaniaの選択に従い、保護措置のため発生した費用をScaniaに補償するか、自らの費用負担でScaniaおよびその顧客を侵害訴訟から保護し、かつScaniaに賠償金等が課されたときはそれを負担するか又はそれに相当する費用を補償します。侵害訴訟が提起され、又は提起されるおそれがある場合、契約当事者のうちの一方は、その旨を遅滞なく相手方当事者に通知するとともに、必要条件を満たす上で重要と認められる情報を相手方当事者に提供するものとします。サブライヤーは、契約に基づき提供した製品・サービスの使用が第三者の権利を侵害しているとしてScaniaに対して提起された請求、訴訟又は手続の結果として発生したすべての損害、費用、支出（一般に妥当な弁護士費用を含む）について、かかる請求等に関して書面で速やかに通知され、かつ当該請求に対処し又は訴訟、手続もしくは清算に対し防御するための権限、情報、支援を（サブライヤーの費用負担において）与えられていることを条件とし、Scaniaを保護、補償、免責するものとします。

23.2. 製品・サービス、またはその一部が権利を侵害していると判断された場合、またはその将来の使用が差止められた場合、サブライヤーは、自己の費用負担および選択により、(i) Scaniaのために製品・サービスの使用を継続できる権利を取得するか、(ii) 同等の機能と性能を持つ、権利侵害の生じない製品・サービスと交換するか、(iii) 機能と性能を損なうことのないよう、製品・サービスを修正し、権利侵害の生じない状態にするかのいずれかの措置を講じるものとします。

23.3. サブライヤーが全力を尽くしたにもかかわらずこれらの措置がいずれも奏功しない場合、サブライヤーは、関連する製品・サービスに関して契約に基づいて支払われた料金その他の報酬の総額を返金するものとします。

24. 不可抗力

24.1. いずれの当事者も、戦争、暴動、内乱、テロリズム、為替制限、ストライキ、ロックアウト、その他労働紛争など、当該当事者の制御が及ばない事象に起因する契約に基づく義務の不履行について、相手方当事者に対して責任を負わないものとします。前述の状況は、契約締結時に契約の遵守に及ぼされるその影響が予見できなかった場合にのみ免責事由となります。当該事由の影響を受ける当事者は、相手方当事者にその旨を通知するものとし、契約の条件を遵守するためにあらゆる合理的な努力を払うものとします。

24.2. 上記条項で言及された状況の結果として、義務の履行が90日を超えて遅延した場合、かかる状況によってもなお義務の履行が妨げられなかった当事者は、一切の責任を負うことなく、契約の即時解除をする権利を有します。

25. 非独占性

契約に基づきScaniaに認められた権利および救済措置は排他的ではなく、契約または法律に基づいてScaniaが利用できる他の権利および救済措置と併せて行使することができます。

26. 相殺

Scaniaは、関係当局から承認を得ることを条件として、該当製品の原産国における現在または将来の間接補償責任に関し、自社使用のために納入された製品の代価を全額算入する権利を有します。またScaniaは、Scaniaが選択した第三者に対し、かかる第三者の補償責任額の減額分として当該代価を転嫁又は譲渡することができます。

27. 輸出

27.1. 各当事者は、適用されるすべての輸出管理法、制裁、禁輸規制を遵守するものとし、製品・サービス、または製品・サービスが含まれる最終製品の輸出、再輸出、または使用に影響を与える可能性のある、適用される輸出管理法、制裁、禁輸規制の変更については不当な遅延なく相手方当事者に通知するものとします。

27.2. いずれの当事者も、対象の規制当局が作成、一般公開する何らかの取引禁止対象者リストに記載される当事者とは、一切関係を持たず、またいかなる種類の交際も行いません。各当事者は、かかる関係や交際の有無を検知するための適切な手順およびプロセスを整備し、当該関係または交際を認識した場合または疑う場合は、直ちに書面で相手方当事者に通知するものとします。

27.3. サブライヤーは、サブライヤーの支配における直接的または間接的な変更について、適用される輸出管理法、制裁、禁輸規制に影響を与える可能性がある場合、その旨をScaniaに通知するものとします。本項（第27条3項）における「支配」とは、発行済み株式資本の議決権または持分の50%以上の所有権を意味します。さらに、サブライヤーは、直接的または間接的にサブライヤーを支配する個人、サブライヤーの取締役会のメンバー、その他サブライヤーを支配する影響力を持つ個人に関して、適用される輸出管理法、制裁、禁輸規制に影響を与える可能性のある状況（市民権、個人が米国のグリーンカードを得るなど）をScaniaに通知するものとします。

27.4. サブライヤーは、規制対象品目（ハードウェア、ソフトウェア、テクノロジー、またはサービス）を含む製品・サービスの納入に先立って、規制当局から全ての関連輸出承認が得られていることを確認するものとします。

27.5. サブライヤーは、製品・サービスの輸出承認で付された規制対象品目分類番号（以下「ECC」）およびその規制の内容を、次のいずれか早い時期までにScaniaへ通知するものとします。(i) Scaniaの見積依頼書に記載されている日付 (ii) 製品・サービスの納品時

またサブライヤーは、その他の適用法令で制限されている場合を除き、製品・サービスの引渡時までに、輸出承認書の写しを提供するものとします。サブライヤーは、販売中の製品およびサービス提供期間中において、ECCや輸出承認の変更を認識した場合は速やかにScaniaに通知するものとします。

27.6. サブライヤーは、製品・サービスに米国製品が含まれているかどうかをScaniaに通知するものとします。米国製品が含まれている場合、サブライヤーは該当するECCを通知するものとします。サブライヤーがデ・ミニマス（De-Minimis）計算法を使用した場合、サブライヤーはScaniaに米国原産の構成比率を通知するものとします。

27.7. Scaniaは、Scaniaがサブライヤーに提供する規制対象品目（ハードウェア、ソフトウェア、テクノロジー、またはサービス）の輸出承認に基づく有効なECCおよびその制限の内容をサブライヤーに通知することに同意します。

27.8. 各当事者は、相手方当事者からの要求に応じて、関連する輸出承認を取得するための合理的な範囲で相手方当事者を支援することに同意します。

27.9. Scaniaは、サブライヤーが第27条1項または第27条2項に違反した場合、またはサブライヤー

が同条に違反していることが疑われる場合、契約と、契約に基づく個々の注文書を即時解除することができます。サブライヤーは、第27条の違反から生じるあらゆる損失、費用、請求、訴訟、損害、義務および経費（弁護士費用、訴訟または和解に係る費用、裁判費用を含む）からScaniaを防御し、損害を与えないものとします。サブライヤーは、本条項に基づく義務の履行において、自身、その役員、従業員、関係会社の作為または不作為について責任を負うものとします。

28. 譲渡

28.1. いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前の同意なしに、契約、注文書、契約または注文書に定めのある権利義務を譲渡することはできません。

28.2. ただし、Scaniaは、かかる承認なしに、契約に基づく権利および義務をScania関係会社に譲渡することができます。

29. 中途解約

29.1. いずれの当事者も、相手方当事者が以下の場合、書面による通知により即時に契約を解除することができます。

- (i) 契約上の義務に重大な違反を犯し、それが是正不可能な場合、または当該違反が是正可能であっても、違反当事者が相手方当事者からの通知から30日以内に違反を是正しない場合
- (ii) 破産した、支払いを停止した、会社の再建を申請した、清算に入った、またはその他の方法で支払不能と見なされる可能性がある場合
- (iii) 相手方が事業の全部または実質的な部分を運営することを中断もしくは停止し、または中断もしくは停止する恐れがある場合

29.2. Scaniaは、(i) サブライヤーの所有権に重要な変更が直接的または間接的に生じた場合、または(ii) 本契約に記載されている保証が虚偽または誤解を招くことが判明した場合、契約の全部または一部を直ちに終了することができます。

30. 契約終了

30.1. 契約の終了は（理由の如何を問わず）いずれの当事者の既得の権利義務にも影響を与えるものではなく、また、その終了時または終了後に発効または継続することを明示的または黙示的に意図した本契約の条項の発効または効力の継続に影響を与えません。

30.2. 契約の終了時、サブライヤーは、Scania（またはScaniaが契約する第三者プロバイダー）が所有する資料、機器、データ、物品、および情報を直ちにScania（またはScaniaが指定する当事者）に返却するものとし、電子形式のアイテムはScaniaの指示に従って電子形式で返却されるものとします。

30.3. サブライヤーは、Scaniaまたは自身の後任サブライヤーへサービスを円滑に引継ぐために合理的に必要な範囲で、Scaniaと後任サブライヤーを支援するものとします。Scaniaが第29条に従って契約を解除した場合、かかる協力と支援はScaniaに無償で提供されるものとします。その他の場合、サブライヤーは、かかる協力と支援を提供する費用負担について合理的な金額を請求することができます。

30.4. Scaniaからの書面による要求があった場合、サブライヤーは、契約、製品、サービスに関するすべてのデータおよびその他の情報を永久的かつ復元不能な形で破棄するものとします。

30.5. Scaniaは、いかなる状況においても、契約の終了または満了から生じる退職費用、人員の解雇費用についてサブライヤーに対し責任を負わないものとします。

30.6. その性質上、契約の満了または終了を超えて延長される債務および義務は、契約の満了または終了後も存続するものとします。

31. 個人情報保護

Scaniaのための個人情報の取扱いは、データの取扱いに関する合意に従って行われるものとします。

32. 変更および修正

32.1. 契約の変更および修正は書面により行われ、契約の両当事者が署名した場合にのみ有効です。

32.2. 契約のいずれかの条項またはその適用が、何らかの理由で全部または一部が取消され、無効とされ、または執行不能であると宣言もしくは見なされる場合、両当事者は、可能な限り契約の趣旨を実現するために、契約を修正するものとします。両当事者が契約を修正しなかった場合、取消、無効、または執行不能な条項は削除されたものとみなされ、契約の残余の条項は、結果が両当事者の意図から大きく逸脱しているとみとめられて契約が解除されたものとして取り扱われる場合を除き、引き続き完全に効力を有するものとします。

33. 完全合意

両当事者は、契約が、契約の主題に関する両当事者間の完全な理解内容を記しかつ構成していること、いずれかの当事者の役員、代理人、従業員、または代表者によって口頭または書面にて結ばれた、先行するすべての合意、誓約、取り決め、通信、表明または保証に優先するものであることを確認します。

34. 通知

34.1. 両当事者間のすべての通知、要求、または通信は、書面にて、宅配便、航空便、または電子メールで、契約で指定された住所またはその後修正された住所に送付されるものとします。

34.2. 通知は以下に至ったときに受取人に受領されたものとみなします。(i) 宅配便の場合、受取人への配達時。(ii) 航空便の場合、投函の3日後。(iii) 電子メールの場合、発送時に受領が相手方当事者によって正式に確認されたとき。

34.3. 住所の変更は、本条項に規定された方法で当事者によって通知されなければなりません。

35. 法令等遵守

35.1. サプライヤーは、すべての関連法令および規則を遵守するものとします。

35.2. 法改正により必要となる製品・サービスに関する変更は、サプライヤーが自己の費用負担で、できるだけ早く、いかなる場合も当該法律または規制の発効日までに実施します。

36. 準拠法と紛争解決

36.1. 契約は、抵触法の原則によらず、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

36.2. 契約に起因または関連して生じる紛争、論争、請求、または契約の違反、終了、無効は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、最終的に仲裁によって解決されるものとします。仲裁廷は、原則1人の仲裁人で構成するものとします。

36.3. 仲裁地は日本（東京）とします。
36.4. 仲裁手続で使用される言語は、日本語とします。

36.5. 両当事者は、本仲裁条項を参照して行われるすべての仲裁手続きが厳重に機密保持されることを約束し、これに同意します。この機密保持の約束は、当該仲裁手続の過程で開示されたすべての情報、および手続中になされた、または宣言された決定または裁定を対象とするものとします。この機密保持約束の対象となる情報は、いかなる形式でも、相手方当事者の事前の同意なしに第三者に開示することはできません。

37. CISGの除外

両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）が適用されないことに同意します。

以下余白